

令和2年2月6日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

公明党新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長 斉藤 鉄夫

事務局長 高木美智代

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言

中国に端を発した新型コロナウイルス感染症は、短期間のうちに急激な広がりを見せている。

こうした状況に鑑み、WHO（世界保健機関）は、1月31日、今般の感染症の発生状況について「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」に該当すると発表。我が国においては、新型コロナウイルス感染症が感染症法の指定感染症に指定され2月1日付で施行されたところではあるが、今後も患者の発生や更なる拡大が懸念されており、高まる国民の不安への対応が急務である。

一方、2009年の新型インフルエンザにおいては、国、地方自治体、医療従事者、国民がそれぞれ役割を果たした結果、死亡率は世界で最も低かったことを鑑みると、今般も国を挙げた対応が極めて重要になる。

こうした観点から、国はさらなる感染拡大防止に努め、国民の生命と健康を守るため万全の対策を講じるよう、以下の通り緊急提言を行う。

1. 感染拡大防止

- ① 国においてはさらなる感染の拡大を防ぐよう、検疫において、有症状者や感染が疑われる方の早期発見等を徹底すること。
- ② 予防・感染拡大防止のため、集客施設や宿泊施設等へ消毒方法等を周知すべきだが、具体的な消毒方法等についての知見がないため、マニュアルや消毒手順の映像等を作成し、地方自治体及び関係機関へ提供すること。国においてはメディア等を活用し、多言語に配慮しつつ国

- 民・旅行者に対する感染拡大の防止対策の周知・徹底を図ること。
- ③ インフルエンザとの同時流行を防ぐため、インフルエンザワクチンの予防接種、高齢者向け肺炎球菌ワクチンの接種を推進すること。
 - ④ 入管法に基づいて実施している入国制限対象を、実態も踏まえつつ中国湖北省以外の感染地域にも順次拡大すること。
 - ⑤ 疑似症サーベイランスの対象については、今後の感染拡大を踏まえて、湖北省以外の感染拡大地域への渡航歴等に順次拡大すること。
 - ⑥ PCR検査については、民間の検査機関においても検査できる体制を構築するとともに、簡易検査キットの開発と生産体制の整備を図ること。

2. 情報提供・相談体制の充実

- ① 患者情報について、公表範囲等自治体によって判断が異なることから、リスクに関する最新情報をセットに公表する等の対応を検討すること。
- ② 今後、潜伏期間における感染も考えられるため、一類感染症の例を参考に、感染地域等の公表基準の明確化を検討すること。
- ③ 国民や地方自治体等へのコロナウイルス感染予防及び治療体制について適切な情報提供の強化に努めるとともに、コールセンターの外部委託並びに SNS を活用した情報提供体制を構築すること。
- ④ 地方自治体の感染防止体制の構築のため、国や WHO の方針について迅速な情報提供を行うこと。
- ⑤ 在留邦人に対し、感染国のみならず、非感染国においても、在留邦人保護の観点から、在外公館を通じて感染予防のための正確かつ機敏に情報（我が国・現地の状況、現地医療体制、日本帰国時の留意点等）を提供すること。
- ⑥ 地方でも新型コロナウイルスに対する不安が急速に高まっており、感染予防や治療体制について適切な情報提供を行うことや、地方における検査や治療体制の整備について支援すること。
- ⑦ 免疫力が落ちている高齢者や糖尿病の方のリスクが高いと言われていたことから、こうした方々に注意喚起していく呼びかけを徹底すること。
- ⑧ 市民向けに説明できる情報や資料を基礎自治体へ随時提供すること。
- ⑨ 医療機関への受け入れ準備に際し、国からの情報を早め早めに出すこと。
- ⑩ 感染者の受け入れ、対応等の条件を明確化、一本化し、適切に発信すること。

- ⑪ 中国製品購入に際してのネット取引にて、商品到着が遅れている。消費者保護の視点で、運営サイトや販売者からの情報提供等を促すよう、適切な対応を行うこと。
- ⑫ 感染疑い例を診察する「帰国者・接触者外来」の設置と相談・調整に応じる「帰国者・接触者相談センター」の設置を完了すること。

3. 検査・医療体制の充実

- ① 地方自治体、医療機関等において適切な対応が行えるよう、最新症例に基づく症例定義の改正と速やかな周知を行うとともに、その考え方について丁寧な説明を尽くすこと。
- ② 疑似症感染者に対する検査の迅速化と陽性患者の早期特定には PCR 検査の処理時間の短縮が不可欠であることから、最新の高速度 PCR 技術革新の動向を踏まえつつ、既存の規制や制度に捉われず柔軟な導入に向けて検討すること。
- ③ 地方衛生研究所において、迅速に正確な検査結果が得られるよう、技術的支援を行うこと。
- ④ 「帰国者・接触者相談センター」で把握し、経過観察となった事例や濃厚接触者等の事例について、対象者数が増加することも想定されるため、厚生労働省フォローアップセンターで経過観察を行う等、地方自治体が初動対応、積極的疫学調査等に注力できる対応を図ること。
- ⑤ 感染症指定医療機関における医療従事者用のマスクを優先的に確保すること。
- ⑥ コロナウイルス感染症及び二次的合併症についての万全な検査・治療体制の構築を進めること。
- ⑦ 無症状病原体保有者について、感染者および濃厚接触者の対応と比較して医療との関係を含めて整理の上、適切な対応を検討すること。
- ⑧ ウイルス株を確保できたことを踏まえた簡易検査、ワクチン、ネルフィナビルを含む治療薬の検討を進めること。
- ⑨ 検査対象の範囲に含まれない軽症例患者や無症状病原体保有者への対応方法について、国で統一的なマニュアルを作成し、提供すること。また、そのマニュアルは、多言語対応のものであること。
- ⑩ 診療拒否が行われないよう、厚労省から医療機関や医療関係団体へ指導を徹底すること。
- ⑪ 疑似症患者および無症状患者を含めた検査対象の基準を早期に検討し、明確化を図ること。

- ⑫ さらなる感染の拡大を想定し、「帰国者・接触者外来」の医療機関だけでは対応できない場合、重症者を優先して入院させ、軽症者は一般の病院でも対応できる体制を構築すること。

4. 医薬品の開発・確保

- ① 治療薬については、抗HIV薬や抗インフルエンザ薬など既存薬の適応拡大を迅速に進めるとともに、新薬の開発を強力に進めること。
- ② 予防ワクチンについては、コロナワクチンが全く開発されていない状況を踏まえて、基礎研究から開発まで国のリーダーシップで強力に進めること。
- ③ 感染予防、重症化予防のためのワクチン等有効な治療薬・方法の開発への支援を行うこと。
- ④ マスクの店頭不足や高騰が目に見える状況がある。消毒液を含め、何らかの対応を検討すること。

5. 風評被害対策・経済への影響対策

- ① 風評被害を防止するための国内外への正確な情報発信及び「ふっこう割」の延長等、観光需要の喚起や需要回復への必要な支援を検討すること。
- ② 観光業では、相次ぐ災害や、昨年の日韓関係悪化の影響で大きな打撃を受けていることに加え、今回の新型コロナウイルスにより、観光客が大幅に減少しており、一層厳しい状況にある。観光については飲食、リネン等の関連産業も多く、地域経済にも直接ダメージが及び易く、国内経済に深刻な懸念がある。早期に実態を把握し、対策を検討すること。
- ③ 中国人団体旅行客の減少、宿泊キャンセルの発生など、観光関連事業者には甚大な影響が生じているため、影響を受けた事業者の事業継続に繋がるよう、必要な経営支援等を行うこと。
- ④ ホテルや観光業のみならず、事業に影響が出る可能性のあり得る中小企業向け自治体相談窓口の設置を支援すること。また、無利子・無担保融資等を実施するとともに、経済影響の実態を適切に把握し、迅速に対応すること。

6. 財政的支援

- ① 国民・旅行者への感染防止策等の周知、地方自治体における感染症予防、検査体制の確立、医療機関の業務（移送・防護服の購入・医療従

事者感染時の補償等)、医療機関・観光関連関係事業者への支援等に要する経費の財政的支援を行うこと。

- ② 観光産業、流通、サプライチェーンを含めた対策が求められる。補正予算で足らざるところは予備費を大胆に使うというメッセージを出すなど、万全の対策を講ずること。
- ③ ジャパンプラットフォームやアジアパシフィックアライアンス等の民間からの支援が可能となるよう、予備費からの資金提供を行うこと。

7. 世界拡散防止

- ① 今後、グローバルな感染拡大次第で WHO 等による緊急支援アピールが出される場合は、我が国として迅速な支援ができるよう準備すること。
- ② 脆弱な医療システムを有する途上国での感染拡大の可能性が懸念されていることから、医療脆弱国への蔓延防止のため、ODA 等を通じた支援を行うこと。
- ③ 保健衛生環境が十分ではない途上国への日本からの支援を行うこと。

8. 出入国管理局における柔軟な対応

- ① 国内滞在中国人(旅行者含む)の在留ビザ切れに当たっては、本人の事情を考慮したうえで柔軟に更新申請を行うこと。

9. 子どもへの対応

- ① 現在まで、日本では子どもの感染例はないが、2009年の経験を参考に、学校、学級閉鎖やスポーツイベントなど、様々な場合を想定して、学校での対応をあらかじめ検討すること。

10. その他

- ① 今月5日の朝方、クルーズ船内感染者の移送に際して、多数の報道関係者等が現場にいたことから、救急車が医療機関へ移動できない状況があった。報道関係者の現場取材の整理を含め、必要な対応を検討すること。
- ② 隔離する際にあたっては、個室にシャワー等が付いていることを条件とするなど更なる対応を検討すること。
- ③ 都道府県で第2種感染症指定医療機関感染者受け入れ可能病室数の整理をし、スピード感を持った情報連携を行うこと。
- ④ 隔離施設に入っている滞在者に対する食事支援として、毎日定時に確実に到着させる仕組み、滞在者の意見やニーズを系統的に吸い上

げる仕組みの構築。またダイヤモンドプリンセス客船への必要な食料供給を行うこと。

以上